

# 京都薬科大学紀要投稿規定

この規定は、京都薬科大学紀要規則第3条の規定に基づき定めるものである。

## 1. (目的)

本誌は、京都薬科大学における各専門分野の研究・教育の水準を高め、さらに学術・文化の発展に寄与するため、学術的および教育的価値のある論文その他を掲載する。

## 2. (編集)

本誌の編集は、京都薬科大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。

## 3. (投稿資格)

本誌に投稿する者は、原則として本学の教育職員とする。ただし、学外の共同研究者との共同執筆も認める。なお、本学の教育職員以外や学外者であっても委員会が特に必要と認めたときは、寄稿を依頼し、本誌に掲載することができる。

## 4. (論文等の種別)

論文等の種別は、総説、原著論文、短報、解説、報告、特定のトピック(特集号の企画)、その他(委員会が必要と認めたもの)とする。断片的ではあるが、新しい知見があり、迅速な報告が必要なものは短報とする。いずれの категорияにおいても和文・欧文を問わない。

## 5. (審査)

原稿の採否は、委員会が決定する。なお、投稿受付後、委員会から原稿の修正を求められることがある。

## 6. (刊行)

本誌の刊行は年2回(4月および10月)とし、原稿締切日は1月末日および7月末日とする。

## 7. (投稿手続)

投稿の際には、原則として、原稿の電子データを事務局(研究・産学連携推進室)あてに提出する。

## 8. (投稿受付)

投稿論文の受付年月日は、事務局(研究・産学連携推進室)が受付した日とする。

## 9. (投稿受理)

投稿論文の受理年月日は、委員会が受理を認め、事務局(研究・産学連携推進室)が著者に通知した日とする。

10. (原稿作成)

原稿の作成は「京都薬科大学紀要原稿作成要領」に従って行う。

11. (原稿の頁数)

原稿の頁数は、本誌刷り上がり30頁以内とする。

12. (原稿校正)

原稿の校正は、各著作者の責任において行う。

13. (二重投稿の禁止)

他誌に既発表の内容は受理しない(投稿中、掲載予定を含む)。

14. (論文公開の可否)

著者抄録を含めた論文(本文)の公開・非公開の最終決定は学長が行う。非公開となった場合はその理由を編集委員会から著作者へ通知する。

15. (著作権)

著作権者は、原則として当該論文の電子情報化及び公開に関する著作権の行使を本学に許諾したものとする。本学は、当該論文の電子情報化及び公開を他の機関に委託することができる。

16. (その他)

この規定に定めるもののほか、投稿に関し必要な事項は、委員会において決定する。

(附則) 本規定は、2019年11月26日から施行する。

(附則) この規定(一部改正)は、2020年3月26日に施行し、2020年2月1日から適用する。

(附則) この規定(一部改正)は、2020年11月10日に施行し、2020年4月1日から適用する。